

場合は、その理由を説明する。

○費用の負担

公文書の閲覧や視聴は無料。ただし、写しの交付や郵送料は実費。

○不服申立てに関する手続

非公開の決定について不服がある場合、請求者は、実施機関に不服申立てができる。

その場合、実施機関は、その不服申立てを「留萌市情報公開審査会」（条例制定済み）に諮問し、その答申を尊重する。

○出資法人等の情報公開

市が出資その他の財政上の援助等を行う法人等は公開に努めるものとする。

○公文書の管理

実施機関は、この条例が適正かつ円滑に運用されるよう、公文書の分類、作成、保存、廃棄について基準を定め、公文書の管理を適切に行うこと。

公文書を検索できるように目録を作成し、閲覧できるようにすること。

○情報公開の総合的な推進

市民が市政に関する情報を容易に得られるよう（わざわざ請求しなくても情報が簡単に得られるよう）、情報提供と公表の充実に努めること。

○実施状況の公表

毎年1回、この条例の実施状況をまとめ公表すること。

留萌市情報公開審査会条例

○目的

公開請求について、実施機関の処分（非公開の決定）に対する不服申立てを、公正かつ公平に救済すること。

○機能

①不服申立ての調査・審議をすること。
②情報公開制度の推進等、情報公開に関する重要事項について建議すること。

○構成

委員は、5名以内、任期2年で、学識経験者などから市長が委嘱する。

専門的で、高度な知識を必要とする場合には、臨時委員を置くことができる。

もじゅにコミュニケーション

これまで、情報公開制度や留萌市の条例について見てきました。情報公開の課題に気づいた人もいるでしょう。

例えば、目が不自由な人には点

字で資料を提供できるのか。

請求に対して、迅速に対応するために、ロッカーにファイルを並べるだけではなく、コンピュータによる文書管理システムで、公開可能な情報には、誰もがいつでもアクセスできるような準備も必要です。

つまり、家庭や職場にしながら、インターネットの留萌市ホーム



ページで情報を検索し、入手できるような方法。

プライバシー保護のための基準

を定める「個人情報保護条例」の制定も急がれます（4月に向けて現在準備中）。

もし、「知りたい情報」と「知らせたい情報」に違いがあったり、「知りたい情報がない」場合は、請求者のニーズに合った情報や資

情報公開に期待するもの

留萌市では、留萌市情報公開条例の制定にあたり、市民の声を条例に反映させるため、市民公募による「留萌市情報公開制度懇話会」を設置しました。公募により参加した11名のメンバー（男性9人、女性2人）は、昨年7月、8月の2か月間に、6回の会合を開き、8月31日に市長に情報公開についての提言をしました。

「公募型による参加で、委員一人ひとりが問題意識を持って議論できたのがよかったですね。はじめは、11人のメンバー全員が必ずしも情報公開制度について

十分に精通しているとは言いがたい面もありましたが、8月末までというタイムリミットがある中で、精力的に活動できたと思います」

「提言の中で、特に強調したかったのはどういふ点ですか？」

「まず、市民と行政が『情報を共有化』するという点。」

次に、本気で市の未来を見据えた意気込み、つまり『情報公開の理念』を表現すること。

三つ目に、諸施策について市民に『説明責任』を負っていることを明示すること。

四つ目は、情報の多様な流通過程と広域化から、市民限定ではなく『何人も』請求できるようにすること。

最後に、解釈と運用を判りやすく解説したマニュアルを作成すること。この5つです」

「市の条例を採点すると？」

「90点以上の評価ができると思います。懇話会の提言がおおむね取り入れられて満足しています」

「都道府県や他市町村の条例と比べて、留萌市の条例の優れているところは？」

「他の自治体より後発であったことから、いろいろな良い部分を取り入れることができたと思います。特にいいところは『情報の共有

化』の表現ですね」

「逆に、不満な点は？」

「市民の知る権利と行政情報の原則公開という視点から見ると、行政内部の政策意思形成過程の情報提供や公表の点でまだ弱い部分がありますね。」

それと『平成12年4月1日以後に作成し、取得した公文書の公表』という制約が加えられたことは残念



念です」

「これまでの市の情報提供の姿勢をどう思いますか？」

「今までは、意図的でないにせよ、都合の悪い文書の提供、公表にはブレーキがかかっていたという事実もあります。」

条例が市民の中に定着すると市民職員は公開と説明がいつでもできるような心構えで仕事をし、日々

をください。

特集



料を探したり、作ったり、取得したりする努力も欲しい。

そして、一歩進んで、市民が何を望み、何を知らたいかを敏感に感じることが役所には必要です。

また、決定や結果だけを公表するのではなく、今後の計画や今の状況などの「過程の情報」をどれだけ公開できるか。そして、それについて、市民がどれだけ真剣に議論できるか。

この制度の利用価値はここにある。

そして、わたしたちの課題は、「その情報を手に入れてどうするの？」ということ。

広い意味での情報公開は、地方分権の時代に、市民と行政とが、真実を伝え、真実を受け取り、ともに考え、互いがよりよい選択とよりよい決定をするためにある。

つまり、情報公開は、市民と役所のコミュニケーションの手段ということ。

そして、狭い意味での情報公開は、もし役所がわたしたちに十分な情報を提供しないときに「伝家の宝刀」として使うものであり、わたしたちが、目に見えない役所の壁を飛び越えるための「翼」なのかもしれません。

の緊張感が生まれるという効果があるとあります」

「市民と行政との信頼関係をどう見えますか？」

「一言で言うならば、行政と市民の間の距離は埋まっていますね。複雑化、高度化、多様化する市民ニーズに的確に対応してません。

行政改革、財政難を『錦の御旗』にし、約束を守らなかったり、身近かな施策がおろそかになったりしています。

行政が責任を持つ範囲と水準を明確にして、行政の役割を確立する条件整備を期待したいですね」

「情報公開と市民参加、民主主義との関係は？」

「地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大してきます。

今後は、情報の共有化を前提とした職場民主主義、自治体民主主義がさらに構築されていくと思います」

「最後に、情報公開に期待することは何ですか？」

「情報公開によって、行政と市民の信頼関係が強まり、市民に開かれた透明性の高い民主的な市政になることを期待します。」

それと、個人情報保護条例の制定が待ち遠しいですね」

特集



をください。